

大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業

## 基本契約書（案）

令和8年5月

大和高田市



# 目 次

第1条	(目的)	- 1 -
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	- 1 -
第3条	(事業日程)	- 1 -
第4条	(役割分担)	- 1 -
第5条	(入札説明書等の優先順位)	- 2 -
第6条	(契約金額)	- 2 -
第7条	(特定建設工事共同企業体の組成)	- 2 -
第8条	(事業契約)	- 2 -
第8条の2	(建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約についての協議)	- 2 -
第9条	(準備行為)	- 3 -
第10条	(設計・建設業務)	- 3 -
第11条	(運営・維持管理業務)	- 3 -
第12条	(建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約解除の場合の処理)	- 3 -
第13条	(談合その他不正行為による契約解除)	- 4 -
第14条	(損害の賠償)	- 4 -
第15条	(秘密保持義務及び個人情報の取扱)	- 5 -
第16条	(権利義務譲渡の禁止)	- 5 -
第17条	(管轄裁判所)	- 5 -
第18条	(契約の不調)	- 5 -
第19条	(有効期間)	- 6 -
第20条	(再委託等)	- 6 -
第21条	(準拠法及び解釈等)	- 6 -
第22条	(定めのない事項)	- 6 -



## 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業に関する基本契約書（案）

大和高田市（以下「発注者」という。）と末尾記名押印欄に記名押印した代表企業（本施設のプラント設備の設計・建設を行う者）及び構成企業（以下総称して「受注者」という。）は、大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、本事業における公共性の発揮並びに発注者及び受注者の役割分担の趣旨をそれぞれが十分に尊重のうえ、次の条項による基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

なお、大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業 建設工事請負契約について、大和高田市議会の可決の議決を経るまでは本基本契約は仮契約とし、当該議決を経たときは本契約として成立するものとする。仮契約締結後、議会の議決までの間に受注者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないものとし、その場合、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

本基本契約で用いる用語は、本基本契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、発注者が令和8年5月7日に公告した入札説明書、要求水準書、契約書（案）等の書類（以下「入札説明書等」という。）に定義された意味を有するものとする。

### （目的）

第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が、相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### （事業日程）

第3条 本事業は、次の各号に定める事業日程に基づき実施されるものとする。

2 本事業のうち設計・建設業務期間は、第8条第1項1号の契約締結後から、令和13年3月末日までとする。ただし、同号の契約の定めにより変更されることがある。

3 本事業のうち、運営・維持管理業務期間は、本施設の竣工、供用開始後から令和32年3月末日までとする。ただし、第8条第1項第2号の契約の定めにより変更されることがある。

4 本事業の事業期間は、本基本契約締結のときから運営・維持管理業務期間完了日までとする。

### （役割分担）

第4条 本事業の実施において、発注者及び受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1) 本施設の設計に関する一切の業務及び本施設の建設に関する一切の業務（以下「設計・建設業務」という。）は、建設事業者がこれを請け負う。

(2) 本施設の運営及び維持管理（運転、維持補修、更新等を含む。）に関する一切の業務（以下「運営・維持管理業務」という。）は、運営事業者がこれを受託する。

(入札説明書等の優先順位)

第5条 本基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約、質問回答書（入札説明書等（参加資格関係）に関する質問への回答書、入札説明書等（その他）に関する質問への回答書及び対面的対話の回答を総称していう。以下同じ。）、要求水準書、入札説明書、事業提案書の間には齟齬がある場合、本基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、事業提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と受注者が協議の上、事業提案書の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。

2 受注者が本事業の入札説明書等に基づき提出した事業提案書に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

(契約金額)

第6条 第8条第1項各号に定める契約の契約金額は、それぞれ次の各号に示すとおりとする。

(1) 建設工事請負契約 金\_\_\_\_\_円（消費税を含む。）

(2) 運営・維持管理業務委託契約 金\_\_\_\_\_円（消費税を含む。）

2 発注者及び受注者は、前項各号に掲げる各契約の契約金額が、当該各契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

(特定建設工事共同企業体の組成)

第7条 建設事業者は、設計・建設業務を請け負うにあたり、事業者提案に基づき、建設事業者が複数の企業により構成される場合は、代表企業を代表者とする特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成することができる。

2 建設JVは、建設JVの組成及び運営に関し、特定建設工事共同企業体協定書を締結した場合、速やかに、その原本証明写しを発注者に提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書、その他の契約書の写し、その他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

(事業契約)

第8条 受注者は、本事業に関し、発注者との間で、本基本契約に基づき、次の各号に定める各契約を締結することにより、本基本契約と当該各契約でもって不可分一体の事業契約（以下「事業契約」という。）を締結する。

(1) 建設事業者は、設計・建設業務に関し、発注者との間で建設工事請負契約を締結する。

(2) 運営事業者は、運営・維持管理業務に関し、発注者との間で運営・維持管理業務委託契約を締結する。

2 事業契約の締結は、本条その他本基本契約の定めによるほか、発注者が定める条例、規則等その他日本国の法令によるものとする。

3 発注者の定める条例、規則等その他日本国の法令及び事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者が受注者と協議のうえで定める。事業契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。

4 発注者の定める条例、規則等その他日本国の法令の規定と事業契約の規定とが相互に矛盾するときは、取締法規及び強行法規を除き、事業契約の定めるところによるものとする。

(建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約についての協議)

第8条の2 発注者及び受注者は、提示条件及び提案書類等に基づき、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、可及的速やかな建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結に向けて最大限の努力を行うものとする。

2 受注者は、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結のための協議にあたり、本事業の落札者選定

手続きにかかる「大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会」の要望事項、指摘事項を実現するよう努めること。

3 発注者及び受注者は、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約に関し、提示条件及び提案書類等によっても不確定な事項については、本事業の目的に照らして協議し、解決を図らなければならない。なお、協議が整わない場合は、中立な第三者を交えた協議会により事態の解決を図ることとし、発注者及び受注者はその決定に従うこととする。

4 発注者及び受注者は、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約締結後も本事業の遂行のため誠実に協力する。

(準備行為)

第9条 建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の成立前であっても、受注者は、発注者の循環型社会形成推進交付金の申請支援を行うものとする。また、自己の責任及び費用で本事業のスケジュールを遵守するため必要な準備行為を自ら行うことができるものとし、発注者は必要かつ可能な範囲において当該準備行為に協力するものとする。

2 受注者は、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約成立後速やかに前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を建設事業者及び運営事業者に承継するものとする。

(設計・建設業務)

第10条 建設事業者は、設計・建設業務を、建設工事請負契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び事業提案書に基づき実施するものとする。

2 建設事業者は、建設工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、マテリアルリサイクル推進施設を令和12年3月末日までに完成させ、発注者に引き渡す。

3 建設事業者は、建設工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、本施設を令和13年3月末日までに完成させ、発注者に引き渡す。

(運営・維持管理業務)

第11条 運営事業者は、運営・維持管理業務を、運営・維持管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び事業提案書に基づき実施するものとする。

2 運営事業者は、運営・維持管理業務期間の開始日までに準備を実施し、運営・維持管理業務期間における運営・維持管理業務を実施する。

3 発注者及び受注者は、事業日程にかかわらず、運営・維持管理業務期間の始期について協議することができ、合理的な理由により協議が整った場合は、運営・維持管理業務期間の始期を変更することができる。

4 運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を、自らの責任で確保しなければならない。

(建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約解除の場合の処理)

第12条 本基本契約は、建設工事請負契約を締結してから運営・維持管理業務期間の開始日までの間に受注者の責めに帰すべき事由により建設工事請負契約が解除されたとき、建設工事請負契約が解除された日をもって終了するものとする。この場合、発注者は、運営・維持管理業務委託契約を解除することができるものとし、かかる場合、建設工事請負契約が解除された日までに要した運営・維持管理業務契約及び当該業務の準備その他必要事項に関して受注者又は運営事業者が支出した一切の費用は受注者各自の負担とし、発注者と受注者は、本基本契約又は第8条第1項各号

の各契約に別途定める場合及び既発生の債権債務を除き、建設工事請負契約が解除された日から相互に一切の債務債権関係が生じないことを確認する。

2 本基本契約は、運営・維持管理業務委託契約を締結してから受注者の責めに帰すべき事由により運営・維持管理業務委託契約が解除されたとき、運営・維持管理業務委託契約が解除された日をもって終了するものとする。

(談合その他不正行為による契約解除)

第 13 条 発注者は、受注者がこの基本契約又は第 8 条第 1 項各号の契約に関して、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、事業契約を解除することができる。

(1) 事業契約に関して公正取引委員会が、受注者のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の定めによる措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の定めによる課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（法人にあつては、その役員又はその使用人を含む。）のいずれかに刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の定めによる刑が確定したとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号及び暴力団排除条例第 2 条第 2 号に定める暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が事業契約を解除するか否かを問わず、発注者の請求に基づき、本事業の落札金額（落札者の入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第 14 条 発注者及び受注者を構成する各当事者は、本基本契約又は第 8 条第 1 項各号の各契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるい

ずれかの受注者の発注者に対する賠償義務については、他の受注者も連帯して責任を負うものとし、発注者は受注者に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求するものとする。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱)

第 15 条 発注者及び受注者を構成する各当事者は、本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報又は本事業に係る業務の遂行によって知り得た情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に特に定めのある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。本基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた発注者及び受注者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務が課せられた者に開示する場合
- (2) 大和高田市情報公開条例（平成 10 年 12 月 11 日条例第 25 号）その他の法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 裁判所等の権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が本事業に係る業務を受注者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他の必要な措置を講じることができる。

5 受注者は、本基本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 5 号）、大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 20 号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第 16 条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

2 発注者又は受注者が前項の定め違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、相手方は、直ちに事業契約を解除することができる。

(管轄裁判所)

第 17 条 本基本契約に関する紛争は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の不調)

第 18 条 事由の如何を問わず、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、発注者及び受注者のうち当該契約の当事者となるべき者

が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

2 前項にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の落札金額（落札者の入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額）の10分の1に相当する金額の賠償金を支払う義務を連帯して負担するものとする。

3 前項の賠償金の定めは損害賠償額の予定ではなく、当該建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約の本契約不成立により発注者が被った損害のうち、当該賠償金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

（有効期間）

第19条 本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から運営・維持管理業務委託契約の終了の日までとする。ただし、本基本契約の有効期間の終了後も、第14条、第15条、第18条の定め効力は存続する。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

（再委託等）

第20条 建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約に基づき受託し、又は請け負った業務に関し、建設事業者又は運営事業者は、合理的に必要と認められる部分につき、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約の定めるところに従って第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

（準拠法及び解釈等）

第21条 本基本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本契約及び関連書類、当事者間での書面による通知に使用する言語は、日本語を原則とする。

3 本基本契約に変更が生じた場合は、書面により行うものとする。

4 本基本契約に基づく申請、請求、通知、報告、確認、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行う。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、これらを口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、口頭で行った内容を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

（定めのない事項）

第22条 本基本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めることができるものとする。

本基本契約の証しとして、本書\_\_通を作成し、当事者全員が記名押印のうえ各自1通を保有する。

仮契約日 令和 年 月 日

発注者 [所在地] 奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4  
[商号又は名称] 大和高田市  
[代表者職氏名] 大和高田市長 堀内 大造 印

受注者 <代表企業（プラント設備の設計・建設企業）>  
[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者職氏名] 印

<構成企業（建築物等の建設企業）>  
[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者職氏名] 印

<構成企業（運営企業）>  
[所在地]  
[商号又は名称]  
[代表者職氏名] 印